

## 船舶事故調査報告書

平成29年3月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯標）
発生日時	平成28年7月19日 16時57分ごろ
発生場所	愛知県名古屋港 名古屋港東航路第11号灯標 （概位 北緯35°00.8′ 東経136°50.0′）
事故の概要	貨物船第六勢福丸は、南南西進中、灯標に衝突した。
事故調査の経過	平成28年7月20日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第六勢福丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	141021、山一運輸有限公司
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 船首部フェアリーダ及び右舷中央部のハンドレールに擦過傷 灯標 ハンドレールの一部破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m未満
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、名古屋港東航路を約11.5ノットの対地速力で手動操舵により南南西進中、船長が、船尾方を向いた姿勢で海図台の前に立ち、書類の整理をしていたところ、名古屋港東航路第11号灯標（以下「11号灯標」という。）に接触した。 船長は、名古屋港東航路外へ出て、同航路西方付近の錨地に投錨し、海上保安庁に本事故の発生を通報した。
分析	本船は、名古屋港東航路を手動操舵で南南西進中、船長が書類の整理をしていて見張りを適切に行っていなかったことから、11号灯標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、名古屋港東航路を手動操舵で南南西進中、船長が書類の整理をしていて見張りを適切に行っていなかったため、11号灯標に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、常時適切な見張りを行うこと。